

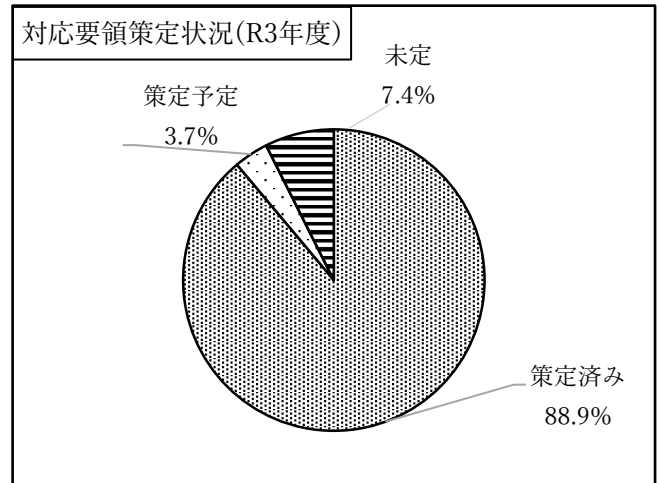
市町村地域協議会の推進について

各市町村の対応要領及び地域協議会の実態を把握し必要な支援を行うため、令和4年3月28日付けで調査を実施した。

調査結果概要（令和4年4月1日時点）

1 対応要領策定状況

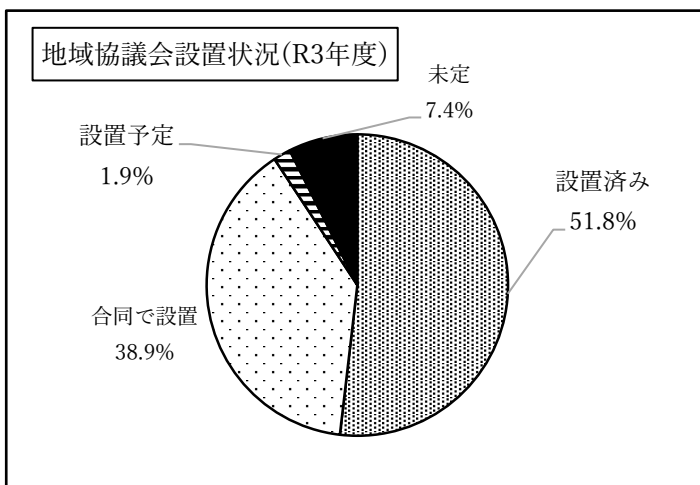
	市町村数	
策定済み	48	
策定予定	2	※栄町、匝瑳市
策定しない	0	
未定	4	※多古町、東庄町、一宮町、鋸南町
合計	54	



- ・対応要領は、8割以上の市町村で策定されている。
- ・策定予定と回答した栄町は令和4年度中、匝瑳市は、令和5年4月以降に策定予定である。

2 地域協議会設置状況

	市町村数	
設置済み	28	
合同で設置	21	※山武（大網白里市、東金市、山武市、横芝光町、芝山町、九十九里町）、長生（茂原市、一宮町、長生村、白子町、睦沢町、長南町、長柄町）、夷隅地域（いすみ市・勝浦市・大多喜町・御宿町）、安房地域（館山市・南房総市・鴨川市・鋸南町）が合同で設置
設置予定	1	※東庄町
未定	4	※香取市、神崎町、多古町、四街道市
合計	54	



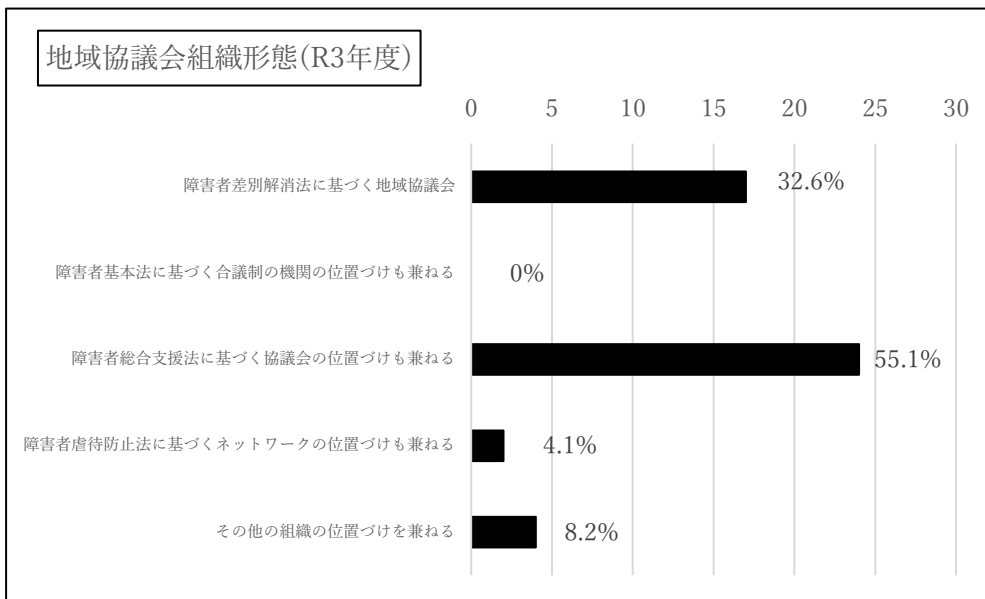
- ・地域協議会は、単独で設置している市町と他市と合同で設置している市町村を合わせた49市町村が設置済みであり、設置率は9割以上となっている。

3 地域協議会組織体系

	市町村数
障害者差別解消法に基づく地域協議会	16
障害者基本法に基づく合議制の機関の位置づけも兼ねる	0
障害者総合支援法に基づく協議会の位置づけも兼ねる	27
障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置づけも兼ねる	2
その他の組織の位置づけを兼ねる	4
合計	49

※設置済みの49市町村の内訳

※項目3つ以上兼ねている市町村はその他の組織の位置づけを兼ねるで計上している。



・組織形態で最も多いのは、障害者差別解消法の地域協議会と障害者総合支援法の協議会を兼ね開催している市町村が5割以上を占め、次いで、障害者差別解消の地域協議会の位置づけのみで開催している市町村が3割以上となっている。

4 地域協議会議事内容

	市町村数	割合
対応事例の共有(終結事案)、事例紹介・事例検討等	36	73.5%
対応の検討(活動中事案)、助言・あっせん等	29	59.2%
実施している周知啓発活動、職員研修等の共有・報告	43	87.8%
相談体制の整備、地域ネットワークづくり等	21	42.9%
委員や外部講師を招いた勉強会、研修会	14	28.6%
その他	-	-

※設置済みの49市町村の内訳であり、複数回答可としている。

・議事内容で最も多いのは、実施している周知啓発活動、職員研修等の共有・報告であり、8割以上の市町村が実施している。次いで、対応事例の共有(終結事案)、事例紹介、事例検討等であり、約7割の市町村が行っており、そして対応の検討(活動中の事案)、助言あっせん等を5割の市町村が行っている。

5 構成員について

	市町村数	割合
障害者施策主幹部局	40	81.6%
国の機関	18	36.7%
地方公共団体	40	81.6%
広域専門指導員	23	46.9%
障害当事者、障害者団体、家族会	37	75.5%
教育	31	63.3%
福祉等	48	98%
医療・保健	27	55.1%
事業者	37	75.5%
法曹等	18	36.7%
学識経験者	4	8.2%
報道機関	0	0%
自治会	1	2%
その他	4	8.2%

※設置済みの49市町村の内訳であり、複数回答可としている。

- ・構成員で最も多いのは、福祉等であり、9割以上の自治体が構成員としている。次いで、障害者施策主幹部局、地方公共団体であり、約8割以上が構成員としていた。
- ・障害当事者、障害者団体、家族会のうち、障害当事者が入っている自治体は、29市町村であった。障害当事者の人数及び障害種別の内訳については下記のとおり。

人数	自治体数
1	19
2	7
3	1
4	2
計	29

障害種別	自治体数
視覚障害	4
聴覚障害	8
言語障害	0
肢体不自由	16
知的障害	0
精神障害	4
発達障害	1
内部障害	3
難病	1
重症心身障害	0
その他	4

※複数回答可としている。

※うち、4自治体は、障害の種別については、都度変わる。

6 取組みについて

- ・ 令和4年度市町村障害保健福祉主管課長会議の資料として、対応要領の策定と地域協議会の設置状況を令和4年5月2日付けで各市町村に情報提供し、対応要領の策定と地域協議会の設置を書面で依頼した。
- ・ 各市町村の状況をまとめ令和4年8月26日に情報共有した。その情報を参考に各市町村の取組みを進め必要に応じて支援を行う。